

国勢調査令の一部を改正する政令要綱

第一 調査を行う期間を変更するとともに、調査の方法として、総務大臣が指定する調査区に限り、市町村長が調査票等を郵便等により世帯ごとに送付することができるよう規定すること。（第九条第一項関係）

第二 調査事項の一部について、調査の方法及び報告の方法の一部を改めること。（第九条第二項及び第十条

条第三項関係）

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）